

経済産業省

20260225資第5号
令和8年2月26日

小笠原村長 渋谷 正昭 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

原子力発電環境整備機構による文献調査の実施についての御理解
と御協力について

貴職におかれましては、日頃より国の政策に対し、御理解・御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

我が国は、国民生活と経済活動を維持するため、過去半世紀以上にわたり原子力発電を利用してまいりました。その結果、全国にある原子力発電所において多くの使用済燃料が発生している中で、特定放射性廃棄物の最終処分は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。経済産業省では、処分地選定調査を受け入れていただくべく、全国各地の地方公共団体の皆様に対して理解活動に取り組んでいます。

こうした理解活動の一環として、本年2月9日に、特定放射性廃棄物の最終処分の必要性や文献調査を含む処分地選定調査の内容について、貴村に御説明させていただきたい旨お願いをさせていただいたところです。

貴村南鳥島は、「科学的特性マップ（平成29年公表）」において、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域であり、最終処分施設の地上施設を設置し得る未利用地が存在しています。加えて、全島が国有地であり、長年にわたり国策にも御協力を頂いています。また、資源エネルギー庁から原子

力発電環境整備機構に対し、貴村南鳥島の区域での調査の実施見込みを確認したところ、別添のとおり、その見込みがある旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）に基づき、下記のとおり申し入れさせていただきます。

なお、文献調査は、処分地選定に直結するものではなく、調査を受け入れていただいた市町村の地質等に関する文献・データを調査分析して情報提供することを通じて、市町村でこの事業について議論を深めていただくためのものであり、いわば、対話活動の一環と考えています。

文献調査後の概要調査地区等の選定に当たっては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）第4条第5項に規定されているとおり、「当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重」することとしており、経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはありません。

結果として、仮に文献調査だけを実施することとなった場合でも、今後の理解活動の促進や技術的ノウハウ蓄積の観点から、非常に意義があるものと考えています。

この事業を巡っては、様々な御意見があります。貴村内外での議論において、御要望がございましたら、いつでも職員を派遣し、説明や情報提供を行うなど、積極的に対応していくことをお約束いたします。

記

貴村南鳥島の区域において、最終処分法第6条第1項に規定する文献調査を実施すること。

(参考)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）（抄）

（最終処分計画）

第四条（略）

2～4（略）

5 経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

6・7（略）

（概要調査地区の選定）

第六条 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画（前条第一項前段の規定による承認を受けた実施計画をいい、同項後段の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、文献その他の資料による調査（次項において「文献調査」という。）を行わなければならない。

- 一 概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地域において過去に発生した地震等の自然現象に関する事項
- 二 前号の地区及び地域内に活断層があるときは、その概要に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

2・3（略）

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（令和5年4月28日閣議決定）（抄）

第2 概要調査地区等の選定に関する事項

また、国は、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた機構による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、地域における機構等の取組や、関係団体・関係地方公共団体等の検討・対応状況を踏まえ、段階的に、当該関係団体・関係地方公共団体等に申し入れるものとする。